

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人公立千歳科学技術大学就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、同規則第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 この規程において「給与」とは、給料及び諸手当をいう。

- 2 「給料」とは、就業規則第9条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、次項の諸手当を除いたものをいう。
- 3 「諸手当」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、期末・勤勉手当、管理職手当、超過担当手当、教員特別手当及び職員資格等手当をいう。

### (給与の原則)

第3条 給与は、社会的水準、物価、法人の支払能力等を考慮して公正に決定するものとする。

- 2 職員の受ける給与は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の条件を考慮したものでなければならない。

## 第2章 給料

### (給料表)

第4条 職員の給料は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める給料表を適用する。

- (1) 教育職員 教育職給料表（別表第1）
- (2) 事務職員 事務職給料表（別表第2）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分とその内容は、理事長が別に定める。

### (初任給、昇給等の基準)

第5条 職員の職務の級は、前条第2項に規定する職務の区分に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準により決定する。
- 3 前項の規定による号俸を決定する場合において他の職員との権衡上必要と認めるときは、前項の基準によらないことができる。
- 4 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給号俸は、同項に規定する期間

の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給号俸数を4号俸とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

6 教育職員は満60歳、事務職員は満55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「2号俸」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

8 第4項及び第5項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとし、1給与期間につき給料月額を支給する。

2 給与期間の給料の支給日は、その月の25日とし、支給日が週休日又は就業規則第11条に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。

3 給与期間中、給料の支給日後において新たに職員となった者にはその月の末日(その日が週休日又は就業規則第11条に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。)に、給与期間中給料の支給日前において退職し、又は死亡した職員にはそのときに、給料を支給する。

(給料の日割計算)

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定めた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

### 第3章 諸手当

(手当の支給)

第8条 支給期日を定める以外の手当は、その月の給料と併せて支給する。

2 期間計算に基づく手当は、前月の1日から末日までの分を25日に支給する。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者（心身障害の程度が著しく、終身労務に服することができない程度の者）
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合においてその職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
  - (3) 前条第2項第2号から第6号までの扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子、父母等」という。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至

った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第11条 第9条に規定する他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者には、次の各号に掲げる者は含まないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 理事長が定める額以上の恒常的な所得があると見込まれる者  
(住居手当)

第12条 住居手当は、次に各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
    - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職

員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5km未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30km以上35km未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35km以上40km未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50km以上55km未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60km以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に

掲げる額の合計額でその額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の、本規程第6条第2項に掲げる日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員が、退職その他の事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちその事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとし、退職その他の事由及び返納額は理事長が別に定める。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位とする期間(自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月)をいう。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務(以下「時間外勤務」という。)することを命じられた事務職員には、時間外勤務手当を支給する。

- 2 前項の時間外勤務手当は、第23条に定める勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、就業規則第9条第4項の規定により振り替えられた1週間の正規の勤務時間(以下、「振替前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、振替前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条で規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 就業規則第11条に定める休日に勤務を命じられた事務職員の時間外勤務手当は、前項の規定にかかわらず、100分の135(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160)を乗じて得た額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、就業規則第12条の規定により振り替えられた振替前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、振替前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条で規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 6 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間の合計が1箇月について45時間を超え60時間以下の職員には、その45時間を超え60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の130(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155)を、振替前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の30を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 7 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

を、振替前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

8 理事長は、時間外勤務を命ずる場合は、時間外勤務手当の予算の範囲内で行なわなければならない。

(寒冷地手当)

第15条 職員には、理事長が別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

(期末・勤勉手当)

第16条 職員には、経営業績を勘案し、在職期間、業務実績、教育・研究の成果、職務の内容及び勤怠に応じ、理事長が別に定めるところにより期末・勤勉手当を支給する。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対しその職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(管理職員についての適用除外)

第18条 第14条の規定は、管理職員には適用しない。

(超過担当手当)

第19条 責任の授業時間（以下「責任時間」という。）を超えて授業の担当することを命ぜられた教育職員には、超過担当手当を支給する。

2 責任時間及び超過担当手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(教員特別手当)

第20条 教員特別手当は、理事長が定める業務に従事した教育職員に対し支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(職員資格等手当)

第21条 職員資格等手当は、理事長が職務上必要と認める資格、成績等を有する事務職員に対し支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(給料の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、就業規則第11条に規定する休日、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、傷病（業務及び第24条第1項に規定する通勤によるものを除く。）のため勤務しないものについては、結核性疾患にあつては引き続き1年、その他の疾病にあつては継続した期間6箇月のうち90日を超えて勤務しない場合に給料の半額を減ずる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額並びに寒冷地手当の月額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の規定する年間の勤務時間は、理事長が別に定める。

#### 第4章 特殊な場合の給与

##### (休職者の給与)

第24条 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、この者に給与を全額支給する。ただし、労災保険法により給付を受ける場合は、その差額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、この者に給料、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が心身の故障により、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、この者に給料、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が就業規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中この者に給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第40条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中この者にはいかなる給与も支給しない。

##### (復職時の調整)

第25条 休職のため勤務しなかった職員が復職し、又は勤務するに至った場合における給料月額の設定は、他の職員との均衡を考慮して別に理事長が定める。

##### (給与の支払方法)

第26条 給与は、原則として通貨をもって、直接本人に全額を支払う。ただし、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。ただし、この場合において、本人の給与支給日に払い出しができればならない。

2 職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の順位は、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員退職手当規程第8条に定めるところによる。

##### (給与からの控除)

第27条 給与を支給する場合、次の各号に掲げるものを給与から控除することができる。

- (1) 法令に定められた本人負担の租税公課
- (2) 地方職員共済組合償還金
- (3) その他、教職員の過半数を代表する者との間で控除について書面により協定されたもの。

#### 第5章 補則

##### (派遣職員の取扱い)

第28条 公立大学法人公立千歳科学技術大学への派遣職員に対する給与については、この規程にかかわらず理事長と派遣職員の所属する組織の長との協議によって決定する。

(理事長への委任)

第29条 理事長は、この規程を実施するに当たり、この規程の条項によった場合には、著しく不合理となる場合又は必要があると認める場合には、この規程の条項にかかわらず、必要な措置をとることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学校法人千歳科学技術大学を平成31年3月31日に退職し、平成31年4月1日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員で、学校法人千歳科学技術大学教職員給与規程第12条の規定の適用を受け、引き続き自ら所有する住宅に居住している世帯主たる者（以下「特例措置対象者」という。）に対しては、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に掲げる支給月額に住居手当を支給する。

期間	支給月額
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで	3,000円（住宅を新築し、又は購入した職員については、その新築又は購入後5年間に限り1,000円を加算する。）

- 3 前項の規定は、施行日以後に特例措置対象者以外の職員となった者には適用しない。
- 4 平成31年3月31日に学校法人千歳科学技術大学を退職し、平成31年4月1日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員で、その者の受ける給料月額が平成31年3月31日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（令和2年4月1日千大規第31号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日千大規第31号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。なお、改正後の第23条の規定は、令和5年2月7日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日千大規第31号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日千大規第31号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 教育職給料表（第4条関係）

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	261,400	317,100	358,300	423,100
2	263,600	319,300	360,900	425,000
3	265,700	321,500	363,500	426,800
4	267,600	323,600	366,000	428,500
5	269,400	325,700	368,400	430,200
6	270,900	327,600	370,800	432,100
7	272,400	329,400	373,300	434,000
8	273,900	331,200	375,700	435,800
9	275,700	333,000	378,200	437,200
10	277,700	334,900	380,700	439,100
11	279,700	336,700	383,200	441,000
12	281,700	338,500	385,600	442,900
13	283,700	340,300	388,000	444,300
14	285,900	341,900	389,600	446,200
15	288,000	343,500	391,100	448,100
16	290,100	345,000	392,600	450,000
17	292,000	346,500	393,600	451,700
18	294,700	348,100	395,300	453,500
19	297,400	349,700	396,700	455,300
20	300,000	351,300	398,000	457,100
21	302,600	352,700	399,200	459,100
22	305,000	354,700	400,200	461,300
23	307,400	356,700	401,200	463,700
24	309,600	358,700	402,200	466,000
25	311,800	360,500	403,100	468,000
26	313,800	362,100	404,200	470,100
27	315,800	363,700	405,300	472,200
28	317,800	365,300	406,400	474,200
29	319,800	366,600	407,500	476,200
30	321,700	368,100	408,600	478,500
31	323,600	369,500	409,700	480,700
32	325,500	370,800	410,800	482,600
33	327,300	372,100	411,900	484,500
34	329,200	373,300	413,000	486,600
35	331,100	374,500	414,100	488,800
36	333,000	375,600	415,300	490,800

37	334,700	376,700	416,300	492,900
38	335,900	378,100	417,400	494,900
39	337,000	379,400	418,500	496,800
40	338,100	380,700	419,700	498,700
41	338,700	382,000	420,600	500,700
42	339,100	383,300	421,700	502,600
43	339,500	384,600	422,800	504,300
44	339,900	385,900	423,800	506,200
45	340,500	387,200	424,800	508,100
46	341,000	388,400	425,900	509,900
47	341,500	389,600	427,000	511,700
48	341,900	390,700	428,100	513,500
49	342,300	391,800	429,100	515,200
50	342,700	393,000	430,300	516,900
51	343,100	394,100	431,500	518,700
52	343,500	395,200	432,700	520,500
53	343,900	396,300	433,400	522,000
54	344,300	397,500	434,300	523,600
55	344,700	398,700	435,200	525,300
56	345,100	399,800	436,000	526,900
57	345,500	400,800	436,800	528,500
58	345,900	401,800	437,700	529,800
59	346,300	402,800	438,600	531,100
60	346,700	403,700	439,400	532,300
61	347,100	404,900	440,100	533,500
62	347,500	406,300	441,000	534,500
63	347,900	407,700	442,000	535,500
64	348,300	409,100	442,900	536,500
65	348,700	409,900	443,800	537,100
66	349,100	410,900	444,700	538,000
67	349,500	411,900	445,700	538,900
68	349,900	413,000	446,600	539,800
69	350,300	413,900	447,600	540,700
70	350,800	414,700	448,600	541,500
71	351,200	415,500	449,500	542,200
72	351,600	416,200	450,500	542,700
73	351,900	416,900	451,400	543,400
74	352,400	417,800	452,300	543,900
75	352,800	418,600	453,200	544,700
76	353,200	419,200	454,200	545,300

77	353,600	419,800	455,000	545,800
78	354,100	420,200	455,400	
79	354,600	420,500	456,000	
80	355,100	420,800	456,600	
81	355,600	421,100	457,200	
82	356,300	421,400	457,900	
83	357,000	421,600	458,200	
84	357,700	421,900	458,800	
85	358,300	422,100	459,200	
86	358,900	422,400	459,500	
87	359,500	422,700	459,800	
88	360,100	423,000	460,100	
89	360,600	423,200	460,400	
90	361,000	423,400		
91	361,400	423,700		
92	361,800	424,000		
93	362,200	424,200		
94	362,600	424,500		
95	363,100	424,800		
96	363,500	425,100		
97	364,100	425,300		
98	364,600	425,600		
99	365,000	425,900		
100	365,500	426,100		
101	365,900	426,300		
102	366,400	426,600		
103	366,700	426,900		
104	367,100	427,100		
105	367,600	427,300		
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			
109	369,400			
110	369,900			

111	370,300		
112	370,700		
113	371,100		
114	371,500		
115	371,900		
116	372,300		
117	372,700		
118	373,100		
119	373,500		
120	373,900		
121	374,200		
122	374,600		
123	375,100		
124	375,400		
125	375,800		
126	376,300		
127	376,800		
128	377,200		
129	377,600		

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の教育職員で理事長が別に定める者に適用する。

別表第2 事務職給料表（第4条関係）

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	給料月額						
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800

10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600

50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	

86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	415,900
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,100
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,200
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,300
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	416,400
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400	386,700	398,400	
95		299,700	347,800	387,300	398,600	
96		300,100	348,200	387,900	398,800	
97		300,300	348,400	388,600	399,000	
98		300,600	348,800	389,200	399,200	
99		301,000	349,200	389,800	399,400	
100		301,400	349,500	390,400	399,500	
101		301,600	349,800	391,100	399,600	
102		301,900	350,200	391,500	399,700	
103		302,200	350,600	391,900	399,800	
104		302,500	351,000	392,200	399,900	
105		302,700	351,500	392,500	400,000	
106		303,000	351,900	392,800	400,100	
107		303,300	352,300	393,000		
108		303,600	352,700	393,200		
109		303,800	353,200	393,400		
110		304,200	353,600	393,500		
111		304,600	353,900	393,600		
112		304,900	354,200	393,700		
113		305,100	354,700	393,800		
114		305,300	355,100			
115		305,600	355,500			
116		306,000	355,900			
117		306,200	356,400			
118		306,400	356,800			
119		306,700	357,200			

120		307,000	357,600			
121		307,400	358,100			
122		307,600	358,500			
123		307,900	358,900			
124		308,200	359,200			
125		308,500	359,500			
126			359,800			
127			360,000			
128			360,200			
129			360,400			
130			360,500			
131			360,600			
132			360,700			
133			360,800			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。